

(府労組連)

回 答

令和3年11月22日

総務部長



## 【府労組連】最終回答

今季の交渉につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応下において、交渉・事務折衝の縮小などのご協力に感謝申し上げます。

去る令和3年10月26日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、これまでの事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状を踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。

職員の給与、勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第2及び第3のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本であると考えております。

令和3年の人事委員会勧告の取扱いについて、諸般の事情を踏まえ、次のとおりとしたいと存じます。

月例給については、人事委員会勧告どおり、改定を行わないこととしたいと存じます。

また、初任給調整手当については、令和4年4月から、支給対象に獣医師を追加し、支給限度額を月額35,000円として、採用の日から最長15年間支給したいと存じます。

期末・勤勉手当については、人事委員会勧告どおり、本年12月の期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げることとし、条例等に基づき、12月10日に支給したいと存じます。

なお、令和4年度以降については、期末手当の6月及び12月に支給される月数をそれぞれ0.075月分引き下げ、1.2月分としたいと存じます。

また、会計年度任用職員については、条例に基づき、常勤職員の取扱いに準じて、期末手当の支給月数を改定することとしたいと存じます。

以上の内容で、関係条例（案）を9月後半の定例府議会に提案したいと存じます。

会計年度任用職員の給与については、令和4年4月から、「常勤職員の給料表を基礎」とし、「職務経験等の要素を考慮」する制度に見直すこととしたいと存じます。

詳細につきましては、今後皆様方と協議させていただきたいと存じます。

第8のご要求について、出産・育児等に係る勤務制度の拡充については、人事院の意見の申し出及び人事委員会の意見を踏まえ、今後、国制度の詳細が分かり次第、速やかに検討を進め、皆様方と協議させていただきたいと存じます。

ご要求に対する回答は、以上です。